

総務 やすらぎの郷使用料収入等を減額

議案第二十二号
平成十五年度一般会計
補正予算(第六号)

■委員 梅郷駅西土地区画

整理事業と梅郷東駅前線等道路改良事業の繰り越し理由は。
■委員 梅郷駅西土地区画整理事業と梅郷東駅前線等道路改良事業の繰り越し理由は。
■委員 梅郷駅西土地区画整理事業と梅郷東駅前線等道路改良事業の繰り越し理由は。

■委員 梅郷駅西土地区画整理事業と梅郷東駅前線等道路改良事業の繰り越し理由は。

■委員 梅郷駅西土地区画整理事業と梅郷東駅前線等道路改良事業の繰り越し理由は。

■委員 梅郷駅西土地区画整理事業と梅郷東駅前線等道路改良事業の繰り越し理由は。

■委員 梅郷駅西土地区画整理事業と梅郷東駅前線等道路改良事業の繰り越し理由は。

■委員 木間ヶ瀬字向の内地先道路改良事業の九五〇万円の繰り越し理由と今後の見通しは。

■委員 今年度内に契約にならないことなのか。
■委員 今年度内に契約にならないことなのか。

■委員 今年度内に契約にならないことなのか。

■委員 今年度内に契約にならないことなのか。

■委員 今年度内に契約にならないことなのか。

■委員 今年度内に契約にならないことなのか。

関宿コミュニティ会館を設置

環境経済

議案第三号
市コミュニティ会館の設置及び管理に関する条例の一部改正

■委員 どのような運営主体を考えているのか。
■委員 どのような運営主体を考えているのか。

■委員 どのような運営主体を考えているのか。

■委員 どのような運営主体を考えているのか。

■委員 どのような運営主体を考えているのか。

■委員 どのような運営主体を考えているのか。



小ホールに改修 (旧関宿町議会議場)

う流れの中でのことなのか。
また、運営協議会は、第七条の使用料の減免で括弧書きで書いてあるだけで、設置に関する条項は何もないが問題はないのか。
■委員 どのような運営主体を考えているのか。
■委員 どのような運営主体を考えているのか。

「いちいのホール」内に図書館がオープン

文教福祉

議案第十号
市立図書館設置条例の
一部改正

□当局（提案理由） 「いち

いのホール」内に、新たに
せきやど図書館を設置し、
併せて関係規定を整備しよ
うとするもの。

■委員 条例の第三条で「館
長、司書、司書補、その他
必要な職員を置く」という
部分が削除された理由は、

□当局 図書館法第十三条
に「館長を置く、その他必
要な人員については教育委
員会で定める」となってお
り、人員は教育委員会の行
政組織の中で規定されてい
るので削除した。

■委員 せきやど図書館は
館長、司書、司書補という
職員体制で運営するの

□当局 職員配置は図書
館法に明記されている。
司書という職名は教育委
員会が図書館に配置した
有資格者の呼称で、業務
の委託先で採用した有資
格者は司書として称する
ことはできない。また、
せきやど図書館は業務委
託をするのですべての職

員を配置するということ
ではなく、必要な職員を配
置するということで進めて
いる。

■委員 委託業者の選定方
法と基準は。

□当局 業者の選定は入札
の方法をとっている。また、
図書館業務の民間委託は全
国的にも日が浅いので、実
績があり、なおかつ、図書
館専門のスキル、知識を十
分に兼ね備えた業者を選定
した。

■委員 条例改正は指定管
理者制度によるものか。

□当局 館長を任命するこ
とは指定管理者制度とは相
反する二元管理となるため、
業務委託で進めている。

◆本会議・賛成多数で可決



4月1日にオープンしたせきやど図書館

建設

下水道使用料収入の減額

議案第二十四号
下水道事業特別会計補
正予算（第五号）

□当局（提案理由） 既定の

歳入歳出予算の総額から歳
入歳出それぞれ六五〇〇万
円を減額し、歳入歳出予算
の総額を三十六億八一八二
万四千円にしようとするも
の。

■委員 歳入で下水道の使
用料が三〇〇〇万円減額と
なった理由は。

□当局 下水道使用料の積
算に当たり、一般家庭の実
情や大口業者の積み上げが
あるが、新規接続が予定さ
れている使用料を加算して
推測するという状況となっ
ている。今年度には、東京
理科大学と大手マンシヨ
ンの工事完了により接続が可
能となる見込みであつたが、
宅内工事の関係上で大手マ
ンシヨンの接続が来年度に
ずれ込み、使用料が計上さ
れなかった。また、東京理
科大学においても徐々に接
続していただいているが、
汚水の使用料が推計よりも
少なく、予想を下まわった
のが現状である。

また、大口の利用者にお

いても節水されている状況
の中で、使用量が伸び悩み
減額となった。

■委員 江戸川左岸流域下
水道維持管理費が六五〇〇
万円の減額となっている理
由は。

□当局 下水道の使用料収
入が三〇〇〇万円減額した
ことに伴い、流域の汚水量
が減つたので、負担金も一
五〇〇万円減額した。

また、流域下水道におい
ては、平成十六年度から単
価の見直しがあり、それに
伴う負担金の精算により七
二〇〇万円となった。

今年度との負担金の中で、
相殺して行うということ
を予定しているが、概算で約
七割程度の五〇〇〇万円を
減額し、合計で六五〇〇万
円の減額措置をさせていた
だく。

■委員 単価の見直しでは
どのくらい下がるのか。

□当局 今年度、一立方メ
ートル当たり五十九円の負
担金を支払っており、平成
十六年度以降の単価は県か
ら説明を受け、総額で五十
四・三円となっている。

◆本会議・全会一致で可決